

西東京市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和8年4月1日

西東京市長 池澤隆史

- 1 公の施設の名称及び所在地
東伏見コミュニティセンター
西東京市東伏見五丁目10番22号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
東伏見コミュニティセンター管理運営協議会
西東京市東伏見五丁目10番22号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで